

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）第184回会合において、「かじ取装置に係る国連規則（第79号）」、「水素燃料自動車の安全基準に係る国連規則（第134号）」等の改訂が採択された。

これらの状況等を踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

国連規則第79号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（※1）について、国連規則第79号の要件を適用する。

【作動イメージ・要件例】



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4m/s²以下】
～車線変更機能付き～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

【バス車両の追加要件】

- ・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ



【適用日】

- 新型車 : 令和5年9月1日
継続生産車 : 令和7年9月1日

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする重量車（※2）には、事故時の消防・救急活動等の際に、当該車を識別する目的として、国連規則第134号に規定されたラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないこととする。

【適用日】 新型車 : 令和4年9月1日 継続生産車 : 令和6年9月1日

- ③ 重量車（※2）の燃費試験法として、新たに JH25 モード法（※3）を定める。

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

※2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超える自動車に限る。

※3 より走行実態に即した燃費値を測定するため、従来の燃費試験法から以下の点を変更する。

(1) エンジン試験時の測定点数（トルクと回転数に応じた燃費の測定条件）の追加

(2) 空気抵抗、転がり抵抗の実測値の反映

(3) 走行実態に応じた都市間走行比率、積載・乗車比率の見直し

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(2)①の改正について令和 5 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 4 年 1 月 7 日

施 行：令和 4 年 1 月 7 日